

動詞の意味的なタイプからみた やりもらい動詞の構造

宋 恵仙*

目次

1. はじめに
 2. 日本語のやりもらい構文が体系を成している場合
 2. 1 直接のやりもらい
 2. 2 持ち主のやりもらい
 2. 3 第三者のやりもらい
 3. 日本語のやりもらい構文が体系を成していない場合
 3. 1 原因のやりもらい
 3. 2 評価のやりもらい
 4. 終わりに
-

1. はじめに

日本語のやりもらい動詞の研究は宮地（1965）、奥津（1974）、大江（1975）、久野（1978）等の多くの研究があるが、その多くは視点という面での研究が主流を成してきた。久野と奥津は視点という用語で、大江は「話し手の立場」という用語で、宮地は「話し手の関与」という用語で捉えているものの、同じような概念だと思われる。しかし以上の諸氏の「やりもらい」研究は「視点性」に研究が偏っていたような傾向がある。今までの「やりもらい」研究と一線を画す研究に黄（1998）と高（2000）

* 高麗大 講師

がある。黄（1998）では、「本来は結合能力によって一定の構造を要求する動詞」と「寄与態の場合の結合能力によって一定の構造を要求する動詞」とに分け、本来の結合能力による動詞を次の四つに分類している。「誰かを～してやる／くれる」を「直接対象の寄与態」に、「誰かに何かを～してやる／くれる」のようなタイプを「相手対象の寄与態」に、「誰かの何かを～してやる／くれる」のようなタイプを「直接対象の持ち主の寄与態」に、「誰かの何かに（何かを）してやる／くれる」のタイプを「間接対象の持ち主の寄与態」に分類している。また高（2000）では、黄（1998）の四つの分類のほかに「第三者のやりもらい」を加えている。高（2000）でいう「第三者のやりもらい」とは、「太郎が花子のために次郎に本を送ってやる／くれる」のように動作対象「次郎」と利益の受け手「花子」が異なるタイプの構文で、利益の受け手が動作対象ではなく、別の人物である場合である¹⁾。

以上の黄（1998）と高（2000）の研究は、主に元になる動詞文に動作主体と動作対象が存在している構文にやりもらい構文がかぶさって動作主体が利益の与え手となり、動作対象が利益の受け手となる構文を分析の対象としている。しかも黄（1998）では「てやる／くれる」構文だけを対象としており、「てもらう」構文は研究対象からも外れている。また高（2000）では黄（1998）に動作対象が利益の受け手とならず別の人物が利益の受け手になる構文を加えているだけで、黄（1998）も高（2000）もいずれも、どのようなタイプがそれぞれのやりもらい構文を構成しているかという具体的な記述はみられないわけで、一部のやりもらい構文の構造を究明しているにすぎない。

それで本稿では黄（1998）と高（2000）が対象にしなかった動作対象が元になる動詞構文に存在していないタイプの動詞構文も入れて、動詞のタイプによってやりもらい動詞構文になった時にどのような構文を成しているかという側面からやりもらい構文全体を分析の対象として考察することにする。具体的には前項動詞のタイプによってやりもらい構文を分類し、授与態と受益態が対応関係を成している構文を「直接のやりもらい」「持ち主のやりもらい」「第三者のやりもらい」に、授与態と受益態が対応関係を成しておらず、「てくれる」構文だけに存在している構文を「原因のやりもらい」と

1) 本稿でも第三者のやりもらい構文という分類をしてはいるが、高（2000）で言っている第三者のやりもらい構文とは対象の範囲が異なっている。本稿で対象とする第三者のやりもらい構文には高（2000）で言っている動作対象が利益の受け手ではなく別の人物である構文も一部入るが、それ以外に元になる動詞文が自動詞および物や事柄への働きかけの他動詞構文がやりもらい構文になった時にも第三者のやりもらい構文に入れている。自動詞および物や事柄への働きかけ他動詞構文は元になる動詞文に動作主体しか存在しない構文である。このタイプの構文がやりもらい構文になった時にはその構文に新たに利益の受け手が加わるので本稿では第三者のやりもらい構文としているのである。

「評価のやりもらい」構文に分けて考察することにする。

2. 授与態と受益態が対応を成している場合

本稿では前項動詞の意味的なタイプの違いによって、どのようなやりもらい構文を成しており、そのやりもらい構文の内部で授与態²⁾（「～てやる」「～てくれる」構文）と受益態³⁾（「～てもらう」構文）がどのようなヴォイスの関係を成しているかという側面から考察する。大きくは授与態と受益態がヴォイス関係を成している場合と、そのヴォイスの対応を失って「～てくれる」構文だけが存在する構文とに分けて考察していく。まず授与態と受益態がヴォイスの体系を成しているということは、例えば「太郎が次郎に道を教えた」という文を例にして言及することにする。「太郎が次郎に道を教えた」という事柄を述べる文を元になる文としてやりもらい文が出来る可能性は次の三通りの可能性がある。

太郎が次郎に道を教えた → a. 太郎が次郎に道を教えてやった（あげた）
b. 太郎が次郎に道を教えてくれた
c. 次郎が太郎に道を教えてもらった

上の用例a、b、cは「太郎が次郎に道を教えた」という事実を表す文をやりもらい構文にした文である。一つの事実を利益を与える人（以下では利益の与え手と名づける）の立場⁴⁾で捉えた場合にはaの「太郎が次郎に道を教えてやった」の文になり、利益を受ける人（以下では利益の受け手と名づける）の立場で語る場合にはbとcの構文になる。さらにbとcの違いは、利益の与え手を主語にして語る場合にはbタイプ

2) 「～てやる」「～てくれる」構文を本稿では授与態と名づけることにする。授与態という名づけの理由は「～てやる」構文では話し手がカ格の利益主体の立場に立って利益行為を語っており、「～てくれる」構文では話し手が利益対象であるヲ格およびニ格の人物の立場になって利益行為を捉えているという違いはあるものの、両方とも利益の与え手と主語とし、利益の与え手を補語とするので構文的には同じ構文である。そのような理由から本稿では「てやる」構文と「てくれる」構文を一括して授与態と名づけることにする。

3) 「～てもらう」態を受益態と名づけているのは阪倉篤義（1975）等にもみられる用語で、利益対象がカ格となって利益対象の立場で行為を語っている文を「～てもらう」文のことを意味している。

4) 大江（1975）では「視線の軸」、久野（1978）という用語で捉えた概念で、利益の与える人と利益を受ける人の間でどちらで立場になって、その行為を捉えるかということの意味する。本稿では「話し手の立場」という用語で捉えることにする。

プの文「太郎が次郎に道を教えてくれた」となり、利益の受け手を主語にして語る場合にはcタイプの文「次郎が太郎に道を教えてもらった」となる。すなわち以下の表にみられるように「太郎が次郎に道を教えた」という文は、話し手の立場の側面と利益の与え手と利益の受け手のどちらを主語にするかをめぐって三通りの話し方ができるのである。

〈表1〉

元になる文	やりもらい文	話し手の立場	利益の方向	文の構造
太郎が次郎に道を教えた	太郎が次郎に道を教えてやった	太郎の立場	主語→目的語	主語が利益主体 目的語が利益対象
	太郎が次郎に道を教えてくれた	次郎の立場	主語→目的語	主語が利益主体 目的語が利益対象
	次郎が太郎に道を教えてもらった	次郎の立場	主語←目的語	主語が利益対象 目的語が利益主体

上の構文にみられるように話し手の立場を無視するならば「太郎が次郎に道を教えてやった」と「太郎が次郎に道を教えてくれた」構文は利益の与え手を主語として、利益の受け手を補語とするという面で同じ構造を成している。また受益態「次郎が太郎に道を教えてもらった」構文とは利益の与え手がガ格からニ格に、利益の受け手がニ格からガ格と交替するので、授与態構文と受益態構文は、能動態と受動態の関係のように対立する構造を成している。しかしすべてのやりもらい構文において授与態と受益態が対立する構造を成しているわけではない。例えば「雨がふる」のようなタイプの構文を例にしてみよう。

雨が降った → *雨が降ってやった
 雨が降ってくれた
 *雨にふってもらった

「雨が降る」のようなタイプの文は「雨が降ってくれた」は可能であるが、「*雨が降ってやった」と「*雨に降ってもらった」のような構文は非文である。その意味で「雨が降る」は「～てくれる」構文だけが存在しており、「～てやる」構文と「～てもらう」構文が存在していないので、授与態と受益態構文が対応関係を成していないことになる。

2. 1 動作対象が利益の受け手となる構文

以下で分類する「直接のやりもらい」構文と「持ち主のやりもらい」構文は動作主体が利益の与え手となり、働きかけを受ける動作対象が利益の受け手になる構造である。

2. 1. 1 直接のやりもらい

直接のやりもらいとはガ格の動作主体がヲ格とニ格の動作対象に働きかける他動詞構文にやりもらい動詞が結合して出来ている構文である。この構文ではガ格の動作主体がやりもらい構文で利益の与え手となり、働きかけを受けるヲ格やニ格の動作対象が利益の受け手となる構造であるので、直接のやりもらい構文と名づけることにする。

〈表2〉

元になる動詞文	直接のやりもらい構文	元になる構文とやりもらい構文との関係
太郎が次郎をほめた	太郎が次郎をほめてやった	ヲ格の動作対象が利益の受け手となる
	太郎が次郎をほめてくれた	
	次郎が太郎にほめてもらった	
太郎が次郎に食事をおごった	太郎が次郎に食事をおごってやった	ニ格の動作対象が利益の受け手となる
	太郎が次郎に食事をおごってくれた	
	次郎が太郎に食事をおごってもらった	

上の〈表2〉の用例でみると動作主体であるガ格の人物「太郎」がやりもらい構文で利益の与え手となり、ヲ格やニ格で示される動作対象「次郎」が利益の受け手となる構造になっている。さらに直接のやりもらい構文においての授与態と受益態の関係をみると、授与態ではガ格の利益の与え手「太郎」が受益態でニ格となり、ヲ格やニ格の利益の受け手である「次郎」が受益態ではガ格となっている。したがって「直接のやりもらい」構文は利益の与え手と利益の受け手の格が交替する対立の関係を成しているのである。以下では「直接のやりもらい」構文をその元になる動詞タイプによってヲ格の動作対象への働きかけ構文と、ニ格の動作対象への働きかけの他動詞構文とに分けて具体的な例を見ていくことにする。

2. 1. 1. 1 「ヲ」格の対象への働きかけの他動詞

「ほめる、助ける、なぐさめる、かわいがる、もてなす、起こす、招待する、泊める、迎える、育てる、救う、解放する、案内する、誘う」等のような他動詞は「人が

人を～する」のようなヲ格の動作対象（人）への働きかけ性をもっている他動詞である。このようなタイプの他動詞がやりもらい動詞と結合すると「人が人を～てやる／～てくれる」のようになり、働きかけ性を保ったままが格の動作主体が利益の与え手となり、ヲ格の動作対象が利益の受け手となる構造になる。

- (1) 女中は倒れた女の子をかばってやった。（少年の死）
- (2) 馬鹿めが！と舅がいっていたが、いずれは帰ってきますよ、と静は正子をなぐさめてくれた。（剣）
- (3) 徹吉は父親の連れられて上京し、東京の中学校に入れてもらった。
（楡家の人々）

上の用例（1）と（2）での元になる動詞文は「女中は女の子をかばった」と「静は正子をなぐさめた」で、ヲ格の動作対象「女の子」と「正子」への働きかけの他動詞構文である。このようなタイプの他動詞文に授与態動詞「やる」動詞と「くれる」動詞が結合して出来た構文が用例（1）と（2）の「女中が女の子をかばってやった」と「静は正子をなぐさめてくれた」で、動作対象の「女の子」と「正子」が利益の受け手となる。また用例（3）の元になる動詞文は「父親は徹吉を中学校に入れた」である。この構文を利益の与え手を主語として語ると授与態構文「父親が徹吉を中学校に入れてやった/くれた」になり、利益の受け手を主語にして語ると用例（3）のような受益態構文「徹吉は父親に中学校に入れてもらった」になる。

2. 1. 1. 2 「ニ」格の対象への働きかけの他動詞

「教える、おごる、見せる、譲る、送る、届ける、貸す、与える、渡す、返す、よこす、許す、仕込む、話す、伝える、注意する、紹介する、残す」等のようなニ格の相手対象への働きかけの他動詞もやりもらい動詞と結合して直接のやりもらい構文になる。このタイプの動詞も「人が人に物をする」のようなニ格の相手対象への働きかけ性をもっている動詞である。これらの動詞がやりもらい構文になったときも、動作主体が利益の与え手となり、動作対象が利益の受け手になる構造になる。

- (4) そう言って、五郎は、雀とりの話をしながら、もう一度二つの秘訣を次郎に説明してやった。（鐘供養の日）
- (5) 要介は補足した。
「個人教授なんだ。フランス人の婆さんが家庭で作るケーキを教えてくれる」
（女）
- (6) 修一郎はあいかわらず遊びまわっていた。 Mustang をボルボに乗りかえたのは、

今年の二月で、この金は祖父の悠一からだしてもらった。(冬の旅)

上の用例 (4) と (5) で元になる動詞文は「五郎は次郎に二つの秘訣を説明した」と「フランス人の婆さんが要介にケーキを教える」である。このタイプの元になる動詞文に授与態動詞「やる/くれる」動詞が結合して出来た構文が用例 (4) と (5) の「五郎は次郎に二つの秘訣を説明してやった」と「フランス人の婆さんが要介にケーキを教えてくれる」である。授与態になると元になる動詞文での動作主体「五郎」と「フランス人の婆さん」が利益の与え手となり、相手対象「次郎」と「要介」が利益の受け手となる。また用例 (6) は「祖父が修一郎に金をだした」が元になる動詞文である。その元になる動詞文を利益の与え手を主語として語ると「祖父が修一郎に金を出してやった/くれた」のようになり、利益の受け手を主語にして語ると用例 (6) のような受益態構文「修一郎は祖父に金をだしてもらった」になる。

2. 1. 2 持ち主のやりもらい

持ち主のやりもらいとは、ガ格の動作主体がノ格の動作対象の持ち物（身体や所有物など）であるヲ格やニ格に働きかける他動詞構文にやりもらい動詞が結合して出来ている構文である。この構文がやりもらい構文になるとガ格の動作主体が利益の与え手となり、ノ格の持ち主が利益の受け手となる構造であるので、持ち主のやりもらい構文と名づけることにする。またこの構文の内部の授与態と受益態の関係はガ格の利益の与え手（動作主体）が受益態でニ格となり、ノ格の利益の受け手（＝動作対象）が受益態ではガ格となるので、この構文の授与態と受益態の関係も利益の与え手と利益の受け手の格が交替する対立する関係を成している。

〈表3〉

元になる動詞文	持ち主のやりもらい構文	元になる構文とやりもらい構文との関係
太郎が次郎の手を洗った	太郎が次郎の手を洗ってやった	ノ格の動作対象 ＝利益の受け手
	太郎が次郎の手を洗ってくれた	
	次郎が太郎に手を洗ってもらった	
太郎が次郎のかばんにお菓子を入れた	太郎が次郎のかばんにお菓子を入れてやった	ノ格の動作対象 ＝利益の受け手
	太郎が次郎のかばんにお菓子を入れてくれた	
	次郎が太郎にかばんにお菓子を入れてもらった	

上の〈表 3〉の用例でみると動作主体であるガ格の人物「太郎」がやりもらい構文で利益の与え手となり、ノ格で示される動作対象「次郎」が利益の受け手となる構造になっている。さらに持ち主のやりもらい構文においての授与態と受益態の関係をみると、授与態ではガ格の利益の与え手「太郎」が受益態でニ格となり、利益の受け手であるノ格の「次郎」が受益態ではガ格となっている。したがって「持ち主のやりもらい」構文も利益の与え手と利益の受け手の格が交替する対立の関係を成しているのである。以下では「持ち主のやりもらい」構文をその元になる動詞タイプによって、ノ格の持ち主のヲ格の持ち物への働きかけ構文と、ニ格の持ち物への働きかけの他動詞構文とに分けて見ていくことにする。

2. 1. 2. 1 ノ格の動作対象のヲ格の持ち物への働きかけの他動詞

「(頭を)なでる、(手を)ひく、(涙を)ふく、(手を)握る、(足を)洗う、(尻を)押す、(腰を)もむ、(肩を)たたく」等のような他動詞の中でも部分への働きかけ性を持つ動詞、奥田(1983)の動詞分類では「もようがえ動詞⁵⁾」に分類されるこれらの動詞がやりもらい動詞と結合すると、ノ格の動作対象が利益対象になって「人が人の部分を～てやる／くれる」のように、ノ格の持ち主のヲ格の部分への働きかけの構文になる。

- (7) 太郎は後ろからおやじの尻を押してやった。(太郎物語)
- (8) 銭湯で彼は人気者であった。町の年寄りたちが気さくに彼の背中を流してくれた。(徳山道助)
- (9) 食堂にはいる前、義夫は化粧室につれて行かれて、むつ子に手を洗ってもらった。(真実一路)

上の用例(7)と(8)で元になる動詞文は「太郎はおやじのお尻を押した」と「町の年寄りたちが彼の背中を流した」でノ格の動作対象「おやじ」と「彼」のヲ格の部分である「お尻」と「背中」への働きかけの他動詞構文である。このようなノ格の部分への働きかけの他動詞構文にやりもらい動詞が結合して出来上がった文が「太郎がおやじのお尻を押してやった」と「町の年寄りたちが彼の背中を流してくれた」である。また受益態構文(9)の元になる動詞文は「むつ子が義夫の手を洗った」である。この構文を利益の与え手を主語にして語ると「むつ子が義夫の手を洗ってやった/くれた」構文になり、利益の受け手を主語にして語ると受益態構文「義夫がむつ子に

5) 奥田(1983) P26 では「もようがえ動詞」について、「具体的な動作が物にはたらきかけて、そのあり方になんらかの変化をひきおこす」動詞であると定義している。

手を洗ってもらった」になる。

2. 1. 2. 2ノ格の動作対象のニ格の持ち物への働きかけの他動詞

「あてがう、着せかける、(絵の具を) つける、巻きつける、たらす、よそう、入れる、注ぐ」のような他動詞の中でも部分への働きかけ性を持つ動詞、奥田(1983)の分類では「とりつけ動詞⁶⁾」に分類されるこれらの動詞がやりもらい動詞と結合すると持ち主のやりもらい構文になる。これらの動詞がやりもらい動詞と結合すると、ノ格の動作対象が利益対象となって「人が人の部分に～てやる／くれる」のように、ノ格の持ち主のニ格の部分への働きかけの構文になる。

(10) 彼女は頭に巻いたショールを取って明夫の首と肩とに巻きつけてやった。

(人間の壁)

(11) 立ちあがると、沢田はうしろから彼女の背にコートを着せかけてくれた。

(人間の壁)

(12) 康太はたべおわった茶碗に、なみなみと、おせきの手で番茶をついでもらった。

(顔)

上の用例(10)と(11)で元になる動詞文は「彼女は明夫の首と肩とにショールを巻きつけた」と「沢田は彼女の背にコートを着せかけた」である。ノ格の持ち主「明夫」「彼女」の部分である「首と肩」と「背」への働きかけの他動詞構文である。このタイプの元になる動詞文に授与態動詞「やる」と「くれる」が結合して出来上がった文が「彼女が明夫の首と肩とにショールを巻きつけてやった」と「沢田は彼女の背にコートを着せつけてくれた」である。また受益態構文(12)の元になる動詞文は「おせきが康太の茶碗に番茶を注いだ」で、この構文を利益の与え手を主語にして語ると「おせきが康太の茶碗に番茶を注いでやった／くれた」のような構文になり、利益の受け手を主語にして語るとこの用例(12)のような受益態構文「康太がおせきに茶碗に番茶をついでもらった」となる。

2. 2 動作対象が存在しないか利益の受け手と異なる構文

前節で言及した「直接のやりもらい」構文と「持ち主のやりもらい」構文は元になる動詞文に存在する動作対象が利益の受け手となる構文であった。しかし元になる動詞文が自動詞であったり、物や事柄への働きかけの他動詞(以下ではモノゴトへの働き

6) 奥田(1983) P28では「とりつけ動詞」について、「とりつけのむすびつけをあらわす連語では、かざられ動詞でしめされる動作が第一の対象を第二に対象にくっつけるとい潤 係を表現している。

かけの他動詞と称する⁷⁾ の場合には動作対象⁸⁾ (人) が存在しない構文である。ではこのような動作対象を持って存在しない動詞文がやりもらい動詞と結合するとどのような構文を成すのであろう。やりもらい構文とは人と人とのやり取りを表す構文であるので、動作主体しか存在しない自動詞やモノゴトへの働きかけの他動詞構文がやりもらい構文になった場合にはその構文に新たに利益の受け手が加わることになる。また動作対象が存在する構文であっても動作対象が利益の受け手ではなく、別の人物が利益の受け手になる構文においても新たに利益の受け手が構文に加わる。すなわちこれらの三つのタイプの構文がやりもらい構文になった時には元になる動詞文に存在しなかった第三の登場人物が利益の受け手として新たに現れるので、本稿では第三者のやりもらい構文と名づけることにする。

2. 2. 1 第三者のやりもらい

第三者のやりもらい構文になる元になる動詞文は自動詞やモノゴトへの働きかけの他動詞、動作対象と利益の受け手が異なるような構文である。

〈元になる動詞文が自動詞やモノゴトへの働きかけの他動詞構文〉

〈表 4〉

元になる動詞文	第三者やりもらい構文	元になる動詞文とやりもらい構文の関係
太郎が休む (自動詞文)	太郎が花子のために休んでやった	元になる動詞文に存在しない利益の受け手がやりもらい構文にノタメニで加わる
	太郎が花子のために休んでくれた	
	花子が太郎に休んでもらった	
太郎が仕事を受け持つ (モノゴトへの働きかけの他動詞構文)	太郎が友達のために仕事を受け持ってやった	元になる動詞文に存在しない利益の受け手がやりもらい構文にノタメニで加わる
	太郎が友達のために仕事を受け持ってくれた	
	友達が太郎に仕事を受け持ってもらった	

7) 奥田靖男 (1983) p 23 ではヲ格の対象への働きかけの他動詞を、物にたいするはたらきかけ、人にたいするはたらきかけ、事にたいするはたらきかけの三つに分類している。人への働きかけの他動詞は前節で触れたように直接のやりもらい構文を成していた。奥田が分類した物にたいするはたらきかけと、事にたいするはたらきかけの他動詞は本稿ではモノゴトへの働きかけの他動詞と名づけることにする。

8) 本稿では働きかけを受けるヲ格の対象が人の場合には動作対象と名づけ、物や事柄の場合には対象物と名づけることにする。

上の〈表4〉の例にみられるように「太郎が休む」のような自動詞文や「太郎が仕事を持つ」のようなモノゴトへの働きかけの他動詞構文には動作対象が存在していない構文である。しかしこのタイプの動詞がやりもらい動詞と結合すると新たに利益の受け手、「花子のために」「友達のために」が加わることになる。元になる動詞文に存在しなかった人物が利益の受け手として加わるので、その利益対象は「～てやる」構文ではノタメニという後置詞の形で構文に現れることが多いが、「～てくれる」構文ではノタメニで現される場合もあれば、文の状況から利益対象が読み取れる場合には構文に示されない場合もある。また第三者のやりもらい構文においての授与態と受益態との関係は、その第三者が授与態ではノタメニという後置詞として、受益態では「花子が」「友達が」と格として加わるので、元になる動詞文に新たに格が追加される派生の構造である。

〈動作対象と利益の受け手が異なる構文〉

〈表5〉

	直接のやりもらい (動作対象=利益の受け手)	第三者のやりもらい (動作対象≠利益の受け手)
太郎は妻にお金を送った	太郎は妻にお金を送ってやった	太郎は子供のために妻にお金を送ってやった
	太郎は妻にお金を送ってくれた	太郎は子供のために妻にお金を送ってくれた
	妻は太郎にお金を送ってもらった	妻が子供のために太郎からお金を送ってもらった

上の〈表5〉では元になる動詞文は「太郎が妻にお金を送った」という人への働きかけの他動詞構文である。この構文は動作対象である「妻」が利益の受け手となる場合には「直接のやりもらい」構文になる。しかし動作対象「妻」が利益の受け手ではなく、別の人物である場合には「子供のために」のようにノタメニで利益の受け手が加わることになり、第三者のやりもらい構文になる。

2. 2. 1. 1 元になる動詞文が自動詞文の場合

第三者のやりもらい構文になる元になる自動詞には「休む、下りる、帰る、出る、来る、行く、代わる、泣く、居る、走る、寝る、加わる、移る、行動する、出席する」等でニ格の相手対象を取らない自動詞である。

(13) 丘といっても蜜柑の木の植わっている小さい丘で、五分程細いだったら 坂を行だけの話だったが、洪作はおぬい婆さんのために何回も休んでやった。

(しろばんば)

(14) 比呂子が事件を起こした時も、永子が家を出たときも、佐竹は、親身になって永子母娘のために行動してくれた。 (女)

(15) 晩酌がすむと、アヤ子は寿輔とタカ子に奥の座敷に来てもらった。

(石中先生)

上の用例 (13) と (14) は元になる動詞文は「洪作が休んだ」と「佐竹が行動をした」という自動詞文である。元になる動詞文が自動詞文の場合には動作主体「洪作」や「佐竹」しか存在しておらず、動作対象は存在しない構文である。このようなタイプの動詞がやりもらい動詞と結合すると新たに利益の受け手が構文に加わり、「おぬい婆さんのために」「永子母娘のために」のようにノタメニで示される。また用例 (15) も元になる動詞文は「寿輔とタカ子に来る」で自動詞構文である。この構文が授与態構文では「寿輔とタカ子がアヤ子のために来てやった/くれた」となり、利益の受け手を主語にして語ると、用例 (15) のようにガ格の「アヤ子」が加わり「アヤ子が寿輔とタカ子に来てもらった」となる。

2. 2. 1. 2 前項動詞がモノゴトへの働きかけの他動詞

「飲む、食べる、置く、変更する、下げる、受け持つ、敷く、取る」などのような物や事柄への働きかけの他動詞がやりもらい構文になったときにも第三者のやりもらい構文となる。

(16) 信夫は三堀のためにふとんを敷いてやり、ふとんの中に引きずるようにして寝せてやった。 (塩狩り峠)

(17) 主婦は岸本のために何処からか机を借りて来て、それを二階の部屋の窓の側に置いてくれた。 (新生)

(18) 夕方、正史を迎えに行った悦子がもどると、松吉は、すまねえけど、と彼女に縄をあずけ、鳥沢と庭との距離、および高低差を測ってもらった。

(ダイヤモンド)

上の用例 (16) と (17) は元になる動詞文は「信夫がふとんを敷いた」「主婦は机を窓の側に置いた」で、ヲ格の対象が「ふとん」や「机」のような物への働きかけの他動詞構文なので動作対象が存在しない構文である。このタイプの他動詞文もやり

もらい動詞と結合すると新たに利益の受け手が加わることになるが、この用例 (16) と (17) では「三堀のために」「岸本のために」のようにノタメニで示される人物である。また用例 (18) では元になる動詞文は「彼女が高低差を測った」で、物への働きかけの他動詞構文である。この構文は授与態構文では利益の受け手がノタメニで加わり「彼女が松吉のために高低差を測ってやった/くれた」となるであろう。また受益態では利益の受け手がガ格として加わり「松吉が彼女に高低差を測ってもらった」のような構文になる。

2. 2. 1. 3 動作対象と利益の受け手が一致しない他動詞構文

元になる動詞文に動作対象が存在している構文でも働きかけの動作対象が利益の受け手にならず、別の人物が利益の受け手となる場合には第三者のやりもらい構文となる。

- (19) ある待合のお上さんがひとり、懇意なある芸者のために、ある出入りの呉服屋へ帯を一本頼んでやった。(言語表現)
- (20) 彼は鄭重に、「つかぬことを御伺いしますが、今年の二月十二日の夜ですね、お宅のミキサーカーの事故がありましたですね。その事故のことで、調べたいのですが…」と言った。交換手は事故を担当している係員に電話を繋いでくれた。(女の警察)
- (21) 星は駅に電話をし、見送りの人に出発の延期を伝えてもらった。

(人民は弱し)

上の用例 (19) と (20) は元になる動詞文は「お上さんが呉服屋に帯を頼んだ」と「交換手が係員に電話を繋いだ」で、動作対象は「呉服屋」と「係員」である。しかし用例 (19) と (20) ではその動作対象が利益の受け手とではなく別の人物が利益の受け手となる構文で、その利益の受け手はノタメニで示される「芸者」と「彼」である。また用例 (21) では元になる動詞文は「駅(員)が見送りの人に延期を伝えた」である。この構文も動作対象「見送りの人」が利益の受け手とならず、もう一人の利益の受け手が加わると、授与態では「駅(員)が星のために見送りの人に出発の延期を伝えてやった/くれた」となるであろう。また受益態では利益の受け手はガ格となって「星が駅(員)に見送りの人に出発の延期を伝えてもらった」のような構文になる。

3. やりもらい構文が対応を成していない場合

やりもらい構文において授与態と受益態が対応を成していない構文には「原因のやりもらい」構文と「評価のやりもらい」構文がある。「原因のやりもらい」構文と「評価のやりもらい」構文は「～てやる」と「～てもらう」構文はみられず、「～てくれる」構文だけにみられる構文である。

3. 1 原因のやりもらい

原因のやりもらい構文は利益の与え手がガ格として、利益の受け手がヲ格、ニ格、ノタメニで示されており、構文的な面では前掲の「直接のやりもらい」や「第三者のやりもらい」構文と同じ構造になっている。しかし異なる点は原因のやりもらい構文ではガ格の利益の与え手が非情物であるので、ガ格の利益の与え手が利益行為をすることはできない。むしろこの構文は利益の受け手がガ格の非情物を利益の与え手として仕立てて、利益を得たと主観的に捉えている構文である。

3. 1. 1 利益の受け手がヲ格の人物

- (22) 雨と風との冷たさが、ようやく彼女を冷静にしてくれた。 (人間の壁)
 (23) この考えが美津子を退屈な授業から救ってくれた。 (河)

上の用例 (22) と (23) ではヲ格の利益の受け手「彼女」と「美津子」が非情物の「雨と風とのつめたさ」と「この考え」を利益の与え手として仕立てて、その非情物によって「冷静にする」と「救う」という利益を得たと表現している構文である。

3. 1. 2 利益の受け手がニ格の人物

- (24) 都会から疲れて来た高瀬には、山そのものが先ず活気と刺激とを与えてくれた。 (岩石の間)
 (25) とにかく新聞小説で成功したことは職業的な地位を私に約束してくれた。
 (娘と私)

上の用例 (24) と (25) もガ格の非情物「山そのもの」と「新聞小説で成功したこと」は意志を持ってニ格の利益の受け手の「高瀬」と「私」に利益行為をすることはできない。したがってニ格の利益の受け手「高瀬」と「私」がその非情物によって

「活気と刺激を与える」と「約束する」という利益を得たと主観的に捉えている構文として捉えるべきであろう。

3. 1. 3 利益の受け手がノタメニの人物

(26) 吹雪は時々止んで視界を彼のために拡げてくれた。 (孤高の人)

上の用例 (26) でも利益の受け手「彼」が非情物の「吹雪」によって利益を得たと捉えている構文である。

3. 2 評価のやりもらい

前節で触れた授与態と受益態が対応を成しているやりもらい構文、「直接のやりもらい」「持ち主のやりもらい」「第三者のやりもらい」では、構文に利益の与え手がガ格として現れ、利益の受け手がヲ格、ニ格あるいはノタメニで現れていた。ところが評価のやりもらい構文は利益の与え手も利益の受け手も構文に現れていない。例えば「太郎が喜んだ」のような感情を表す動詞文を仮にやりもらい構文にしてみると次のようになるだろう。

太郎が喜んだ → * a 太郎が次郎を／に喜んでやった。
 * b 太郎が次郎を／に喜んでくれた。
 * c 次郎が太郎に喜んでもらった。

上の作例から「太郎が喜んだ」のような感情を表す動詞文を a, b, c のようにやりもらい構文にすると非文になるので、「太郎が喜んだ」のような構文は動作主体は存在していても、利益の与え手も居なければ利益の受け手も存在しない構文である。しかし「太郎が喜んでくれた」にすると自然な構文になる。すなわちこの構文は話し手が「太郎が喜んだ」という出来事に対して、望ましいこととして評価している構文なのである。話し手がある出来事（動作主体の状態、感情、動作や自然現象など）に対して、自分にプラスになったと主観的に捉えている構文が評価のやりもらい構文である。そのため評価のやりもらい構文には「よく、みごとに、あれだけ、ちゃんと、キチツとした、いい具合に」などの評価の意味を持つ評価副詞が多く現れる。

3. 2. 1 評価対象が動作主体の存在や状態

(27) 「まあ、あなたが此処にいてくれてよかった。わたしも、これで安心しましたよ、方子さん」 静は言い終わると手で胸を撫でおろした。(剣)

- (28) 「みんな無事でよかった。ほんとうによかった」渡辺が云った。「生きていてくれてよかった。こちらは二度と会えまいと思ったの。せめて死に場所でも確認しようと出て来たんじゃがの。」(黒い雨)

上の用例 (27) では話し手の「静」という人物が動作主体「あなたがいる」ということに対して評価している構文である。また用例 (28) も動作主体「みんなが生きている」という状態に対して話し手の「渡辺」という人が望んでいたこととして評価している構文である。

3. 2. 2 評価対象が動作主体の行動

- (29) と彼はいい、私の胸の名札をのぞきこむようにして、また目をしばたたいた。
「張君か。きみは兵藤校長のところにいる満州人だね。よく志願してくれた。」
(驢馬)
- (30) 巨人・長島監督「緒方にヒットは期待したが、よもや満塁ホームランとは…。
普段有り得ない珍しいことがよく起こりますね。それに桑田がよく投げた。」
(毎日新聞)

上の用例 (29) と (30) ではそれぞれ動作主体「張君」と「桑田」の行動「志願する」「投げる」という行動に対して、話し手である「私」と「長島監督」がプラスの評価をしている構文である。

3. 2. 3 評価対象が動作主体の感情や思考

- (31) 「結婚って…先生」
誰もなにもいわないので、はるみは止むなく問い直した。(中略)
「年甲斐もないことですが、幸い、彼女もその気になってくれましたので…」
(家)
- (32) 「よく決心してくれた。おまえがこういつてくる日が、いつか、いつかと待ってた。
そういつて九重親方は、目の涙を大きな手で拭いた。(千代の富士)

上の用例 (31) と (32) は動作主体「彼女」と「おまえ」の「その気になる」「決心する」という感情や思考に対して、話し手の「先生」と「九重親方」がプラスの評価をしている構文である。

3. 2. 4 評価対象が自然現象

(33) 日本ハム・広瀬「フライトかと思ったけど、いい具合に風が吹いてくれた。」(毎日新聞)

上の用例(33)では「風が吹く」という自然現象に対して話し手の「広瀬」が自分にプラスになったと捉えている構文である。

4. おわりに

本稿では前項動詞の意味的なタイプにより、やりもらい動詞と結合してどのようなやりもらい構文を構成しているかという側面からやりもらい構文の構造を明らかにしようとした。その結果、やりもらい構文全体の構造としては「直接のやりもらい」「持ち主のやりもらい」「第三者のやりもらい」「原因のやりもらい」「評価のやりもらい」構文があることが分かった。その中で「直接のやりもらい」「持ち主のやりもらい」「第三者のやりもらい」は授与態「てやる／くれる」と受益態「てもらう」構文が対応を成している構文で、授与態と受益態が対応しておらず「てくれる」構文だけが存在する構文には「原因のやりもらい」と「評価のやりもらい」構文があった。

まず「直接のやりもらい」はヲ格とニ格の動作対象への働きかけの他動詞構文がやりもらい構文になった時、ガ格の動作主体が利益の与え手に、ヲ格およびニ格の動作対象が利益の受け手になる構文である。また「持ち主のやりもらい」はノ格の動作対象の部分であるヲ格やニ格への働きかけの他動詞構文がやりもらい構文になった時に、ガ格の動作主体が利益の与え手に、ノ格の動作対象が利益の受け手になる構文である。さらに「第三者のやりもらい」は自動詞およびモノゴトへの働きかけの他動詞のような構文、すなわち動作対象が存在していない動詞がやりもらい動詞と結合したときに、元の動詞文に存在していなかったもう一人の登場人物が利益の受け手として新たに加わる構文である。そして元になる動詞文が動作対象への働きかけ性の他動詞構文でもやりもらい構文になった時に動作対象が利益の受け手ではなく、別の人物が利益の受け手となる場合にも第三者のやりもらい構文になる。

授与態と受益態が対応を成しておらず、「～てくれる」構文だけに存在している構文には「原因のやりもらい」と「評価のやりもらい」構文があった。「原因のやりもらい」は構文に利益の与え手と利益の受け手が存在してはいるが、利益の与え手が非情物であるので意志をもって利益行為をすることはできない。むしろ利益の受け手がガ

格の非情物によって利益を得たと主観的に捉えている構文である。また「評価のやりもらい」構文は利益の与え手も利益の受け手も存在していないが、話し手がある出来事全体に対して利益になったと主観的に捉えている構文である。

【参考文献】

- 大江三郎 (1975) 『日英語の比較研究－主観性をめぐって－』南雲堂
 奥田靖雄 (1983) 「を格の名詞と動詞とのくみあわせ」『日本語文法・連語論 (資料編)』むぎ書房、pp25～27
 _____ (1983) 「二格の詞と動詞とのくみあわせ」『日本語文法・連語論 (資料編)』むぎ書房、pp281～323
 奥津敬一郎 (1986) 「やりもらい動詞」『国文学解釈と鑑賞』1月号 至文堂
 高 請 (2000) 「文法的なカテゴリーとしてのヤリモライ」『対照言語学研究』第10号
 久野 暉 (1978) 『談話の文法』大修館書店、p146
 阪倉篤義 (1975) 「日本的な思考－受益態をめぐって－」『月刊言語』vol4、大修館書店、pp19～26
 高橋太郎 (1994) 『動詞の研究』むぎ書房、pp141～163
 黄順花 (1998) 「現代日本語の寄与態の研究－韓国語との対照研究を加味して－」大東文化大学博士論文

〈用例出典〉

- 立原正秋 『剣ヶ丘・白い罌粟』→ (剣)
 平岩弓枝 『女の家庭』文春文庫→ (女)
 曾野綾子 『太郎物語』新潮文庫→ (太郎物語)
 柏原兵三 「徳山道助の帰郷」『芥川賞全集』第7集文芸春秋社→ (徳山道助)
 石川達三 『人間の壁』新潮文庫→ (人間の壁)
 井上靖 『しろばんば』新潮文庫→ (しろばんば)
 三浦綾子 『塩狩峠』新潮文庫→ (塩狩峠)
 島崎藤村 『新生』新潮文庫→ (新生)
 芹沢光治良 『巴里に死す』新潮文庫→ (巴里に死す)
 新田次郎 『孤高の人』新潮文庫→ (孤高の人)
 井伏鱒二 『黒い雨』新潮文庫→ (黒い雨)
 三浦哲郎 『驢馬』新潮文庫→ (驢馬)
 平岩弓枝 『女たちの家』→ (家)

石井代蔵 『千代の富士一代』 文春文庫 → (千代の富士)
星新一 『人民は弱し官吏は強し』 新潮文庫 → (人民は弱し)
梶山秀之 『女の警察』 新潮文庫 → (女の警察)

K C I

要 旨

本稿では前項動詞の意味的なタイプにより、やりもらい動詞と結合してどのようなやりもらい構文を構成しているかという側面からやりもらい構文の構造を明らかにしようとした。その結果、動作対象が利益の受け手となる構文には「直接のやりもらい」構文と「持ち主のやりもらい」構文がある。具体的には「直接のやりもらい」は人への働きかけの他動詞構文がやりもらい動詞と結合すると、動作主体の働きかけを受けるヲ格やニ格の動作対象が利益の受け手となる構造である。また他動詞の中でも「とりつけ」動詞や「もようがえ」動詞のような類の動詞はやりもらい動詞と結合するとノ格の動作対象（持ち主）が利益の受け手となる構造になる。また自動詞構文やモノゴトへの働きかけの他動詞のような動作対象が存在しない構文、そして動作対象と利益の受け手が異なる動詞構文はやりもらい構文になると「第三者のやりもらい」構文となる。「第三者のやりもらい」構文はやりもらい構文になった時に新たに利益の受け手が現れる構文で、ノタメニあるいはガ格で示される人物である。以上の「直接のやりもらい」「持ち主のやりもらい」「第三者のやりもらい」構文は授与態と受益態が対応を成している構文であるが、授与態と体系性を成しておらず、「てくれる」構文だけが存在している構文には「原因のやりもらい」と「評価のやりもらい」構文があった。「評価のやりもらい」構文は構文に利益の与え手も利益の受け手も存在しないが、話し手がある出来事に対して自分に利益になったと評価している構文である。また「原因のやりもらい」構文は利益の与え手が非情物なので、利益行為ができないにもかかわらず、ヲ格およびニ格、ノタメニで示される利益の受け手がガ格の非情物を利益の与え手として仕立てて、その非情物から利益を得ていると捉えている構文である。

キーワード：直接のやりもらい、持ち主のやりもらい、第三者のやりもらい、
原因のやりもらい、評価のやりもらい、元になる動詞文

투 고 : 2006. 5. 31
1차 심사 : 2006. 6. 10
2차 심사 : 2006. 7. 1

住 所 : (136-052) 서울시 성북구 안암동 5가H3-1번지 501호
電 話 : 010-7979-8716
e-mail : songhyesun1023@hanmail.net